

八王子市におけるライフステージに応じた支援

	妊娠期	0歳	乳児期	3歳	6歳	12歳	15歳	18歳	20歳～		
健診 相談	妊婦面談 ②	乳幼児健診 ②									
		発達健診・経過観察健診・心理発達相談 ②					若者の自立に向けた相談 ⑨				
		子育て相談 ⑦				総合教育相談(心理教育相談)・その他の青少年相談 ④					
		児童発達支援センター ⑥									
		療養相談・こころの健康相談(保健所) ③									
		療育相談・療育支援【個別・集団】 ⑥									
		医療的ケア児等コーディネーター ⑤									
		地域のなんでも相談 ⑧									
通園 通学 放課後 日中活動				就学相談 (5歳～) ④	特別支援学校(知的・肢体不自由) 【小学部・中学部・高等部】④			生活介護 ①			
									就労移行支援 ①		
				特別支援学校(ろう・盲学校)【乳幼児育児相談・幼稚部・小学部・中学部・高等部】 ④					就労継続支援A型・B型 ①		
	保育園・幼稚園 ⑦		小学校 ④ 中学校		高等学校等 ④		短期大学・大学 専門学校・職業訓練校				
			知的・情緒 特別支援教室 特別支援学級/通級指導学級								
			不登校【高尾山学園/適応指導教室】 ④		通信制高校④		一般就労 【ハローワーク・就労支援センター】				
			学童保育所 ⑦								
	児童発達支援事業 ①		放課後等デイサービス ①								
施設支援				医療型障害児入所施設・福祉型障害児入所施設 ⑩					施設入所支援・療養介護 ①		
		ホームヘルプサービス・同行援護・地域生活支援事業【移動支援(小学生より※令和6年4月～)】 在宅緊急一時保護(介護券)・短期入所/認定短期入所・共同生活援助(グループホーム) 島田療育センター緊急一時保護(多摩)など ① ※サービスを利用する際は事前にご相談ください									
在宅重症心身障害児(者)訪問事業 ③(都の制度)											
手帳				愛の手帳の交付 ⑩					愛の手帳成人判定 ⑫		
	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 ①										
手当・助成	各種手当・助成 など ①										
										障害年金手続 ⑪	

障害福祉サービス等を利用するためには、サービス等利用計画書(障害児支援利用計画書)の作成・提出が必要です。①